

松原邦明先生を悼む

運営委員・福島大学教授 塩谷 弘康
運営委員・新潟大学准教授 寺尾 仁

入会研究の第一人者で、東日本入会林野研究会の代表運営委員を一貫して務められ、本研究会の運営委員の任にあった弘前大学の松原邦明名誉教授が、2013年12月19日に逝去された。

松原先生は1931年生まれ。早稲田大学在学中に法社会学研究会に入会され、そこで戒能通孝先生から入会研究に導かれた。初めてフィールド・ワークをなさった場所が大学3年生、1953年夏の岩手県の小繫集落、つまり民事訴訟で仙台高等裁判所の調停が進行中、というので、まさに研究生活全てを入会研究に打込まれたと言っても過言ではない。(後掲⑦)

『東日本入会林野研究会 会報』を見ると松原先生のお名前が目次にない号の方が少ないほどであるが、本稿ではその中から次の7本を選び松原先生のお考えの骨子を紹介したい。

- ①「入会資源総合活用促進対策事業とリゾート開発」11号、1991
- ②「『地縁団体』法人化と入会団体」12号、1992
- ③「未整備入会林野の現況と課題」13号、1993
- ④「『平成5年度入会林野等整備の今後のあり方に関する調査検討』にかかわって」15号、1995
- ⑤「生産森林組合の事業目的をめぐる問題」16号、1996
- ⑥「国有林地元施設の現況と問題点」18号、1998
- ⑦「考え方、入会林野の歴史と現状」23号、2003

この他、松原先生の研究の重要な柱に「国有地上の入会」があるが、これについては最高裁判所青森県屏風山事件判決における先生の貢献を後に紹介して代えたい。

第1に、松原先生は、入会を入会団体たる部落内の権利者の財産として理解しておられた。この点を明確に示している例に、i) 入会団体と地方自治法上の地縁団体を異なるものとし、その結果ii) 入会団体が得る産物売却益や賃貸料を、入会権者への個人配分、入会財産の管理維持費用への充当、部落内の各種団体への補助等に充てることは当然としても、道路・学校等の整備費に充てることは慎重にすべきと主張されている点を挙げることができる(②)。

第2に、松原先生は、入会林野の利用形態は部落の生活に必要不可欠なものとする(③⑦)が、地域の自然環境維持機能を果たしてきたことも認められ(③)、その内容を農林業に限定して考えておられなかった(③)。生産森林組合がリゾート開発のために所有林を売却することは、入会近代化法の法的観点と農山村の経済社会的観点から反対なさる(①)が、岩手県内の生産森林組合とゴルフ場の間の土地賃貸借契約については、同生産森林組合の土地利用が「旧来の慣行」を維持しゴルフ場以外へも賃貸している点、同賃貸借契約が生産森林組合の森林經營を支えている点からみてこれを認めるところであった(⑤)。

第3に、松原先生は入会近代化事業に深く関わり、この事業の成果に心を碎いておられた（③④）ことも忘れてはならない。

次に、松原先生の「国有地上の入会」に関する研究について触れたい。松原先生は、1957年から1960年にかけて、川島武宜先生（1909-1992、民法・法社会学）の主宰する研究会と林野庁調査課の委託研究で青森県屏風山の裁判事件に取り組み、「共用林野制度」「慣行特売制度」「部分林制度」などのいわゆる「国有林の地元施設」の実態調査に参画された。その成果は、勤務先の『弘前大学教育学部紀要』に発表されている。

⑧⑨「国有林法制の当面する若干の問題（その1・その2）」16号A・17号A、1966・1967

⑩「国有地入会の典型としての屏風山の権利関係に関する研究—屏風山北部を中心として—」19号A、1968

屏風山は青森県津軽半島西部に拡がる広大な砂防林で、藩政時代から、新田開発のため、地元民が莫大な資本と労力を投じて林野の管理保護を続けてきた。そのため、明治以降、国有林野が成立して、地元民の入会利用が排除される中でも、屏風山では、「官地民木林（地盤は国有だが、生育する立木は住民の所有）」が認められてきた。この当時、国有地入会の肯定・否定をめぐる議論があり、入会近代化法による入会林野の解体・分割が進められ、国有林解放や山村振興に対する声が高まっており、松原先生は、国有地入会とされるものの実態の全般的把握と、そこから抽出された入会慣行による農民の用益権が国有財産法などの実定行政法上でも入会権たることを解釈上樹立する必要があると考え、国有地入会や国有林法制の研究に傾注されたのである。

松原先生は、論考⑩で、屏風山においては、地元民の入会慣行が私権として（しかも物権的権利として）存在し続け、国有林野法制上の権利に転化することがなかったことを明らかにしたが、その後、最高裁昭和48年3月13日判決は、大正4年3月16日大審院判決の先例性を否定して、国有地上に入会権が存在することを明確に認めたのである。

後年、松原先生は、⑥の中で、少なくとも国有地入会にかかわる法社会学的研究は昭和30年代前半期で終わってしまっていると、述懐されている。そして、入会とは一応別に、国有林野法や国有財産法という法律制度の中に、従来の地元の利用慣行と非常に深い関係をもったシステムが構築された中で、「国有地入会権」というものの本質を一体どういうふうに考えるのか、そして、今日のこのような地元利用の状況をどのようにとらえていいのか。・・・今日国有林野を多く抱えている地域社会の問題を考える場合に、単に入会権近代化という問題だけでなくこういった問題についても私たちは考えていかなければならない課題があるのではないか」と述べられている。

国有地入会の問題だけではなく、常に地域住民の権利意識や将来に対する意思を大切にしながら、実態把握に基づき理論研究を進められた松原先生の教えをもう一度深く噛みしめてみたい。